

成田市告示第32号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

この告示は、成田市土屋房谷津土地区画整理事業の施行に伴う土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成19年3月12日

成田市長 小泉 一成

変更調書

新	旧		地番
	大字	字	
土屋	郷部	東	75の2 76 77の1から77の4まで 78 79の1 79の2 80の1 80の3 81の3 81の4 85の1 85の3 86の1 86の4 87 89の2 90の1から90の4まで 91 92の2 92の3 93 94 95の1から95の5まで 97の3 106の6 108の3 112の2
		土屋	上代
			房谷津

及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

備考 上記の土地の表示は、平成18年11月8日現在の登記事項証明書によるものである。